



鐵道會社創立勅書并定則

2595



114
A2361



草莽遼豕ノ管見ヲ陳シ

聖明光大ノ闕廷ヲ仰攀ス戰兢ノ至ニ
堪ストイヘ氏思テ而シテ言ハス言テ
而シテ上陳セスニハ上ニ言路洞開ノ
聖旨ニ違ヒ下モ野人獻芹ノ微誠ニ負
ク是レ草莽遼豕ノ管見ヲ仰陳スルユ
ヘン也謹テ按スルニ

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

皇綱一張萬目皆舉リ幕府ノ政權ヲ返
上ニ諸侯ノ版籍ヲ返上セシカ如キハ
草莽ノ敢テ僭論スル所ニアラストイ
ヘ氏學校制ヲ改メテ人ノ智識ヲ長シ
議院言ヲ求メテ賤キ藹蕘ヲ棄テス電
信線通シテ千里面語ノ如ク欽道功竣
リテ百里比隣ニ異ナラス文明開化唐

ニ亞細亞一洲ノ冠冕タルノミナラス
歐洲各國一百餘年ヲ積テ做シ得タル
所ノ巨多ノ事業

政府僅ニ五年ヲ以テ既ニ集テ之ヲ大
成シ給ヘリ豈鼓腹擊壤シテ

聖德廣運ヲ誦セサルコトヲ得ニヤ唯惜
ラクハ西鄙東邊ノ土南荒北僻ノ地電

信未夕通セス 鉄道未夕接セス之ニ語
ルニ上國文明ノ形状ヲ以テスルニ夏
蟲氷ヲ疑ヒ夜國日ヲ信セサルニ異ナ
ラス若シ電信ヲ通シ鉄道ヲ接シ人民
ノ往來ヲ便シ産物ノ運輸ヲ利シ音信
ノ往復ヲ快セハ

聖徳益々四表ニ光被シ上下ニ拾ラニ

カ嘗テ竊ニ之ヲ聞ク遠ニ往クハ近ヨ
リニ高キニ陟ルハ卑ヨリスト請フ東
京ヲ以テ中央トシ東ハ青森ニ至リ西
ハ京都ニ至リ一線ノ鉄道ヲ開キ漸ヲ
以其他ニ波及セシテ青森京都相距
ルヲ三百里其費金ヲ概セハ二千萬圓
ニ多ラサルベシ因テ思フ諸侯版籍ヲ

返上セシヨリ或ハ狡商點賣ノ爲ニ欺
カレ市中不流行ノ貨物ヲ賣フテ高法
ヲ開キ或ハ儉農姦圃ノ爲ニ偽ラレ郡
中不毛ノ地ヲ沽テ耕業ヲ營ス蓋シ謂
フ是ノ如クナラサレバ子孫萬世豪富
不稜ノ策ニアラスト知ラス其實ハ飢
渴ヲ促ス未タ是ノ如ク其レ甚キ者ア

ラサルヲ何トナレハ賤糶貴糶銖爭鎰
競ノ道ハ高賈ノ家ニ生レ筭籌ノ間ニ
長スル者スラ猶且之ヲ病ニ甚シキハ
家ヲ敗リ産ヲ傾ケ身死後絶スル者比
ニ少カラス況ンヤ深宮ノ内ニ生レ累
茵ノ上ニ長セン人ニ於テヲヤ之ヲ要
スルニ不測ノ危道ヲ未ルハ不朽ノ長

策ヲ營ニ如カス眼前ノ小利ヲ射ルハ
永世ノ大利ヲ謀ルニ如カス請フ都下
豪富十人ヲ結テ鉄道會社ヲ起シ年コ
トニ子金五分ヲ投シテ舊諸侯ノ金ヲ
募リ其他諸官眞及ヒ有志ノ人ニ及ヒ
十ハ一千萬円ニ至ルヘシ之ヲ以テ毎
金トナシ則チ手ヲ下シテ先ツ十里間

ヲ開道シテ其運輸ヲ通シ其益金ヲ加
ヘテ更ニ十里開ヲ開道シ又其益金ヲ
加ヘテ更ニ十里間ヲ開道セハ三四年
ヲ出スシテ必ヅ成効ヲ奏セン今ヤ東
京横濱ノ間僅ニ七里然レドモ日ニ得
ル所二千円ニ下ラス是ヲ以テ之ヲ推
サハ青森ヨリ京都マデ東西概子三百

里其ノ得ル處數万金ニ至ルヘシ則其
益タルヲ豈ニ些少ナランヤ但シ母金
既ニ出ツ子金ヲ投マズニバアルヘカ
ラス而シ全功未タ成ラスメ先ツ子金
ヲ投スルハ社中ノ深ク憂フル所ナリ
請フ

政府ノ特恩ヲ以テ暫ク之ヲ投下シ給

ハントヲ則成効ノ後ニ至リ其投下子
金ノ積額ヲ以テ會社ノ母金ニ編入シ
永ク鉄道益金ヲ分納セニ野人鄙賤ナ
リトイヘ氏仰テ父母ニ事ヘ俯テ妻子
ヲ養フヲ得ル所以ノ者ハ

國恩ヲ以テ國土ニ住スルヲ得ルニ
由ナリ安ニソ萬一ノ報

恩ヲ謀ラサルヘケンヤ是レ喋々僭言
ニテ之ニ至ル所以ナリ伏ニテ請フ事
ニ之ヲ裁シ給ハニコトヲ

鐵道會社既

政府ニ准允を得テ株券を以
株金を募リ千萬圓を以テ
とて其勲業を創むるもの
也

政府ニ法令遵由一同一利
是を謀リ創むるもの也

たしむ

第一條

此会社は鉄道の社として東本線大阪
町元倉操を本社として東本線
大阪西河原町支店を設けしむ

第二條

此鐵道の社として中央として東本線

大阪西河原町支店を設けしむ

第三條

此鐵道の社として大阪西河原町支店を
設けしむ一里を凡七萬圓として積りしむ
里を凡七千五百圓として先
一千萬圓を株主を募りしむ
先として十里

同と宗道との運送を以て一
並を以てして更に十圓を附し
又その並を以てして更に十圓を
附し更に十圓を附し更に
或は十圓を以てして更に十圓を

第13條

此會社株券一株百圓と爲す

圓即ち十萬株を割る爲す

第5條

此株數十萬株限るとして其
地建築するに里數延綿するに
之を以て

政府に報告し里數を以て株
數を増減するを以て

第六條

此株金を券り方を金額十萬株を
その分ち三年に券り積りし

第七條

遠國の郵便を以て加入料とし
下為積りし事

第八條

此社之株を專ら自己に積りしを以て
此社を積りしを許しし事

第九條

株を專ら陰謀を以て本金を以て
他用に用ひし事

第十條

此株券の全株を以て所為に扱ふ事

此等社類に支配人たるべき者
會社に元帳引合名簿等書
之讓渡し若し事

第十條

株券讓渡し株主たる者も株
同様に條理を踏し事

第十二條

此株會は年五厘の利息を以て法及
成効商業に凡三年間
政府より清償し事

第十三條

都合し株を十萬株増加
十五萬に或は其増増株を
利息會社より支出し事

第十四條

政府より法中渡り年々ある利息に
成効事業として其種類を以て
株主として利益を全分配し得る

第十五條

鐵道建設債票は各人見出しに
入札せしむるとして其者より

元その他隠匿し探索を遂げ

政府より判定を得て相促し事

は、東京の東京銀行と東京の東京

と東京銀行と事

第十六條

建設債票は、以て、公平者、其種
類、出、線、函、地、利、發、達、之、地、

法人費として開札の札金
の圓宛を出さす事

第十七條

地利譲渡の旨に會社より役員
より人より出さす事

第十八條

此會社創設の旨に役員より人負の元

有る者十人以上の組合と成る人
即ち發起人たる人より事

第十九條

發起人の株主として持たず事

第二十條

取締役より以下に役員より支取人より
出さす事

必しも百株以上者相限らざる事

第二十二條

百株以上を所有する者と社内に
百株以下者も株主として入る事

第二十三條

頭主支配人各一人宛券券八十名
之内より指定役員たる事

併し他一人を取締役たる事

第二十四條

頭主支配人各一人宛の株券は
その事務を履行するに必要と
するに依りて一と決定し、遠隔地
よりその徳の確實なる人を選
出するに依りて社より出する事

第二十二條

政府と各社との協定による会社
政府との協定による会社
合規則等を認むる事

第二十三條

政府と各社との協定による会社
政府との協定による会社
合規則等を認むる事

第二十四條

第二十五條

政府と各社との協定による会社
政府との協定による会社
合規則等を認むる事

第二十六條

政府と各社との協定による会社
政府との協定による会社
合規則等を認むる事

了事了了事

第二十八條

預取支配人之勸定方書記役是地
に役員と定むる動向とを可
知事

第二十九條

預取支配人等は役員に及
び

と派出一号指揮を傳へ秋道職
人等職人等との勤務を監督せ

しむる事

第三十條

會社役員は株主の内より推用

す事

第三十一條

願之支配人若發起人亦在職之志ハ
成效因業之相与ニ由相給可
ト事

此一並設中ハ之例ニ依ルルコト

第二十二條

五條及六條以下之條及負在職中ハ
相當之由相給了ト事

第二十三條

株主之内より自之出テ此建爲業ト
物拔力作スル者ハ成效之ニ精ニ物
料トシテ十五株を以テ當附以テ
ト事

第二十四條

株主一同四年ト事秋及度總集會

を為さし一、二日限、願ふ支配
人より一月あつた之を如違ふ人知

第三十五條

集會の旨は件々議案を議定する

株主は株主一祝つと出さるる

第三十六條

株主三分二以上集會を撰定する

は株主を以て之を合斗し
て人負を以て集會する

第三十七條

出祝を出した他人代り又他人
を代り出さるる事

第三十八條

此社於て重大損害の事起らば

支配人より株を同一集金を乞ひ
三分二のと同簿を以て改定可也
併し急務の事は東京洋行
社中を集金し三分二の
同簿を以て改定可也

第三十九條

株金利息を全利益を未納之地

積貯緊要の事勢に依りて
取扱ふ可也

第四十條

此社の株を誰彼の手に譲
業を譲るに換ふに株を以て
換ふ可也

第四十一條

鐵道成効開業之時、毎年毎度
この社之總効定まる。抑、是之内
十分之三を準備積之。他、此入費を
除き、純益を正算し、株之利益として
公平分割する事。

第十四條

右準備金、鐵道破潰、異議、毀損

その他非常之入費等、相充可
し事。

第十五條

鐵道成効開業之時、純益を
内株之利益、總効定まる。各
起人十名以上、分割可致事。

第十六條

一 株を数人合保して所持するときは
二 同一重なる者一人より多量を認むる
利益或るときは未だその名義人の相渡
可なり事

第四十五條

株券が破裂破損等によるときは該社書
長より代り株券を交付する事

第四十六條

引換株券を納むる暇前あるに際し
支配人の命によるを換控し新出
紙を以てする由を母に廣告する事
事

第四十七條

右に換控控等し株券を會簿冊

中、爲容徳納之、市院と徳金
可也事

第百十八條

鐵道線路及ハステーシヨ等、地
養、金、以テ賞、其、社、所、以、
私地、之、之、要、其、之、金、國、官
道、等、之、之、之、賞、其、之、目、

無稅地、之、之、事、

一、成勅、宗、業、之、之、現、在、稅

金、之、之、紙、之、之、之、

政府、相、收、可、也、事、

第百十九條

鉄、道、線、路、及、ハ、ス、テ、ー、シ、ヨ、等、
地、等、之、之、之、之、之、之、之、

總言

政府より許可あり

之事

第五十條

此定別之標記同一之記號よりて
何時言も之を改正する事と爲
し之事

第五十一條

此定則改正の記号支那人より之標記
標記等一同之集會と包て改
儀とす事

第五十二條

右之條之地日邊府世より之記
標と今迄一同姓名を記
被下す也

明治六年二月

